

●香川県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成27年11月10日から同年12月1日まで一般の縦覧に供する。

平成27年11月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 三木国分寺線（12号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市川島東町字東下所 523番2地先から	前	7.9~9.7	411	交通安全施設整備事業による歩道新設
高松市川島東町字西下所 436番3地先まで	後	13.0~14.5	411	